

★国際ロータリー会長 ジェニファーE.ジョーンズ

国際ロータリー第2790地区

★ガバナー 小倉純夫

★第6グループガバナー補佐
中村吉政

第2790地区 地区委員

★奨学生・学友 久我守正 ★米山記念奨学 内村 愛

★青少年交換 三上直哉 ★国際奉仕 渡邊昌俊

★管理運営統括 吉田理愛 ★ロータリー財団統括

漆原摂子

★地区資金監査委員会 神村彰男

勝浦ロータリークラブ

★会長 三上直哉

★幹事 秋葉厚子

クラブ会報公共イメージ委員会

水野正則、吉田理愛



会長挨拶

皆さまこんにちは、朝晩がだいぶ過ごしやすい季節になってまいりました。

本日は、勝浦ロータリークラブが今年で10年目となるペットボトルキャップ収集活動の回収日です。これは、中村昇会員が主となり神奈川県内のNPO団体へお渡しします。このNPO団体の活動例をいくつか紹介します。大阪の子ども食堂という満足に食事が食べられない子どもへの食事の支援や障害者用の車いすの寄贈があり

活動は日本国内だけではなく、海外の子どもへ感染症予防ワクチンの支援も行っております。私たちロータリーの奉仕活動と重なる方向性を持っているので、これからも継続していきたい活動です。小さなペットボトルキャップをコツコツ集めて世界のどこかで良い事をしよう！の輪を広げていきましょう。

さて、60周年記念進捗ですが、式典、祝宴の計画につきましては千葉実行委員長を中心に総務部の委員会を開催していただき順調に進めていただいております。周年事業（地区補助金事業）として「地域の子もたちとSDGsについて考えよう」の準備も吉野昌和委員長をはじめ青少年奉仕委員会に進めていただいております。先日、御宿中学校と勝浦中学校へ事業当日に使用するSDGsの教材を届けてまいりました。先生方も生徒代表者も大変喜んでいただきました。このプロジェクトを成功させるために会員一同が協力し合って事業当日を迎えましょう。

また、本日から完全オンライン例会ではなくオンライン併用のハイブリッド例会となりました。このハイブリッド形式の例会にあたり、機材を持参いただいております中村満会員にこの場をお借りして感謝いたします。本日は神村くんによる会員卓話です。インボイス制度についてお話しいたします。しっかり学ばせていただきます。

宜しく願いいたします。

幹事報告

1) 米山奨学生 李けんえい君に奨学金をお渡しします。

ロータリー米山記念奨学会から、奨学生・学友証明書が届きましたのでお渡しします。

2) 地区より ポールハリスソサイエティの認定書が届いております。

お名前を呼ばれた方は前へお越しください。

斎藤麻美子君

3) 浅野玄航君に

20年以上に渡り千葉刑務所のきょうかいしの委員として収容者の改善更生と社会復帰に大きく寄与された功績が評価されて春の叙勲 端宝双光章（ズイホウソウコウショウ）を受章されました。

また、ご息様のご結婚されたということで二つのお祝いを当クラブからさせていただきます。

4) 国際ロータリー第2750地区の富澤ガバナーより

世界ポリオデー2022 ポリオ根絶啓蒙動画素材提供のお願いです。

2750地区は「世界ポリオデー2022」として、10月24日に映画「プレス～しあわせの呼吸」の上映会を開催をし、この上映会に伴い、ポリオ根絶啓蒙動画を作成するそうです。そこで、その動画素材のご提供をお願いしたいとご案内いただきました。内容は、ポリオ根絶まで「あと少し」のポーズを動画で撮影いただいたり、また、過去撮影した「あと少し」のポーズをした写真をお送りくださいとのことです。締め切りは9月21日です。

5) 地区より 青森県大雨災害支援金についてのお願いです。

8月3日からの大雨により、青森県全域は河川の氾濫による冠水被害や土砂崩れによる大きな被害が生じており、ガバナー会を通し第2830地区（青森県）より災害支援要請が入っております。

6) 地区より 世界ポリオデーフォトコンテストのご案内です。

世界ポリオデーイベントの写真を全国のロータリークラブから募集します。写真を見た人に感動を与える写真をご応募ください。応募締め切りは10月31日です。

7) 9月号の月信とロータリーの友が届きましたのでお配りさせていただきました。

月信に10月開催にされる地区大会とポリオデーについて16ページから詳細が掲載されておりますのでご一読お願い致します。

8) 明日9月10日に米山学友会主催のバーベキュー大会が開催されます。

こちらは李君が参加します。宜しくお願い致します。

9) なの花書道会から8月23日に開催されました第19回なの花書道展の件で、金子先生から『書道展にご協賛いただきありがとうございます。会員の皆様によろしくお伝え下さい。』とお礼のお電話をいただきました。また、後援実施報告書をいただきました。すてきなポスターやしおり、新聞記事もあります。回しますのでご覧になってください。



李軒睿君 奨学金お渡し

先月バイクの免許をとって今は、バイクを借りて、となりあたりまで遊びに行っています。とても楽しかったです。ダイエットして6キロ痩せました。先月はとても忙しかったが、これからは、少し余裕ができ、皆様と会えるのが楽しみです。



ブルックリン パナーお渡し

おこずかいお渡し

皆さんこんにちは、私は日本に来て3週間ほど
たちました。様々な観光地を訪れたり新しい
食べ物を試しました。多くの新しい人々に出
会いました。なれるまで大変でした。毎日、
たくさんの日本文化を経験したいです。



浅野玄航君 端宝双光章受章 御息ご結婚 お祝い

しばらく御無沙汰してしまいました。機会が苦手で、息子に
聞くのも、ちょっと癪に障りまして・・・

受勲の内示ん時に千葉刑務所で300回近くお話をされている
んだから、と言われ最初は、年取ったなと思いました。教戒
師には定年が無い完全なボランティアなので、来るなど言わ
れるまで行くつもりです。

倅の結婚式は、3年越しになってしまいました。招待状など
を出して、さあやろうという時にコロナになってしまい、お
断りの手紙をまた出しました。この5月にやっと結婚式だけ
やることが出来ました。式だけはやってあげないと、親とし
て申し訳ないなど、お嫁さんは大分から来てますし、子供が
もう2歳になってしまいました。ありがとうございます。ニ



齋藤麻美子君 ポールハリスソサエティー認定書授与

委員会報告



久我守正君 親睦委員会

9/12 東急ゴルフコースにて第2回親睦チャリティーゴルフを開催します。
6時から源にて表彰式&懇親会を開催しますので、ゴルフに参加されない方も
ウェルカムでございますので、ぜひ参加して頂きたいです。



中村吉政君 ガバナー補佐

情報研究会とIMを勝浦RCがホストで開催します。
組織図を作らせて頂きましたので、ご協力をお願いします。
情報研究会は11月近々に迫ってきていますので、早急に部会等、動くよう
お願いいたします。IMは2月は、コロナの状況で懇親会なども出来ればと
思いますので、よろしくお願いします。月信に地区大会での大物産開催の案
内があります。グループ各から勝浦ブルーベリーヒルさんと鴨川幹事の斉藤
さんからお米、鴨川の羽鳥さんから和菓子を出すことになっています。是非
宣伝と現地でのお手伝い等よろしくお願いいたします。

ニコニコボックス



後藤隆晃君 本人誕生日

49歳になりました。何日か前から子供達の前で、アップルウォッチけっこ
ういらしいねと言っていたら、無事に届きました。ありがとうございました。



西崎和治君 本人誕生日

49歳になりました。家族でお祝いして貰って、高そう
な財布を頂きました。中身もいっぱい入れられるようにし
たいと思います。



中村昇 配偶者誕生日

いろいろプレゼントをもらったり会員と一緒に飲んだりしました。なかなか本人に面と向かっておめでとうと言えないので、心の中でお祝いしました。

昨日千葉日報で取材に来ました。キャップ総重量は410キログラム個数は17万6千300個10年間で総数1432803個が寄贈されました。ポリオのワクチンに換算しますと1666人分です。



本日のプログラム

神村彰男君卓話 インボイスについて

消費税インボイス制度 Q&A

P8-9 4. 免税事業者が登録を希望する場合

1 免税事業者の登録
免税事業者が適格請求書発行事業者登録を希望する場合には、課税事業者を選択しなければなりません。

2 申請手続きの特例
免税事業者は
令和5年10月1日～令和11年9月30日までの日の属する課税期間は「課税事業者選択届出書」を提出することなく、「登録申請書」の提出により、「適格請求書発行事業者」となることができます。この期間においては、課税期間の途中からでも「適格請求書発行事業者」の登録をすることができます。課税期間の途中から「適格請求書発行事業者」となる場合には、その登録の日からその課税期間の末日までの期間は消費税の申告書を作成することになる。

R3.10/1～	免税事業者	R5.10/1登録日～	課税事業者
	令和5年3月31日まで「登録申請書」提出「課税事業者選択届出書」の提出は不要		適格請求書等保存方式開始 ここから申告必要

4 「簡易課税制度選択届出書」の提出時期の特例
免税事業者 不動産賃貸業の場合・・・「簡易課税制度選択届出書」を提出する可能性大。
令和5年10月1日～令和11年9月30日までの日の属する課税期間において、登録日の属する課税期間中に、その課税期間から簡易課税制度の適用を受ける旨の「簡易課税選択届出書」を提出した場合には、その課税期間の初日の前日に提出したものとみなされ、提出した課税期間から適用される。

5 課税期間の2年間継続適用
免税事業者が、令和5年10月1日に属する課税期間に登録・・・課税事業者を選択した場合の2年間の継続適用はありません。
令和5年10月1日の属する課税期間の登録期間以後は「課税事業者届出書」提出した事業者と同様、登録日から2年を経過する日の属する課税期間までは、継続して課税事業者として申告納税することになる。

R5年分	R5.10/1～	R6年分	R7年分	R8年分～
免税だが	申告開始	課税	課税	免税に戻れる

R5年10/1の属する課税期間の翌課税期間以降に登録する場合

4年12月期	5年12月期	6年12月期
免税	5.11/30登録申請期限	6.1/1登録日
免税	経過措置使えない	課税年度

No1

P8-9 免税事業者が登録を希望する場合

6 免税事業者となるために登録を取りやめる場合
「適格請求書発行事業者」は基準期間における課税売上高及び特定期間における課税売上高が1,000万円以下となっても、「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」を提出しない限り、**免税事業者となることはできない。**

登録取消届書の提出日	登録の効力が消滅する日
課税期間の末日から起算して	届出の日
80日前の日の前日までの間	届出の日
30日前の日から	届出の日
その課税期間の末日までの間	届出の日

P10-11 5. 適格請求書発行事業者の義務と禁止事項

2 適格請求書の交付義務が免除されるもの

- ①3万円未満の公共交通機関による旅客の運送（公共交通機関特例）
- ②出荷者が卸売り市場で行う生鮮食品等の販売で、出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うもの（卸売市場特例）
- ③生産者が農協、漁協、森林組合等に委託して行う農林水産物の販売で、無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せず行うもの（農協特例）
- ④3万円未満の自動販売機による商品の販売等（自動販売機特例）
- ⑤郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス（郵便ポストに差し出されたものに際す）

P18-19 9. 兼売特例と媒介者交付特例

無条件委託・共同計算の方式を利用している場合は登録の必要なし。

1 兼売特例
兼売特例とは、組合員が組合に対し、何らの条件を付かず販売を委託（無条件委託）し、「共同計算」により生産される農林水産物の委託販売について、
①【兼手】である農家の適格請求書の交付義務を免除し、
②【兼手】は農協等が発行する一定の書類の保存により仕入税額控除が可能となる。たとえ農家が免税であっても【兼手】はその取引について仕入れ税額控除を行うことが可能となる。農家（兼手）は無条件委託・共同計算による委託販売を行うことに際して「適格請求書発行事業者」となるために課税事業者を選択する必要はない。

2 代理交付
委託販売では、本来、顧客に対し課税資産の譲渡を行う委託者が、顧客に対し適格請求書を交付しなければなりません。しかし通常、**委託者Aは顧客と接する機会を持ちません。**そこで**委託者Bが、委託者Aの氏名や登録番号を記載した「適格請求書」を、代理交付する**事が認められます。

委託者A	→商品販売を委託	委託者B	→Aの商品を販売	顧客
登録業者	→適格請求書（写し）	→Aの適格請求書を代理交付	→Aの適格請求書を代理交付	仕入控除可能

No2

3 委託者交付特例
 委託者Aは取次を行う者である委託者Bが、委託者Aの課税資産の譲渡について、委託者Bの氏名又は名称及び登録番号を記載した適格請求書を、顧客に交付することができる。

委託者A → 商品販売を委託
 登録業者 → 適格請求書(写し)

委託者B → Aの商品を販売
 登録業者 → Bの適格請求書を代理交付

顧客
 仕入控除可能

11・適格請求書の保存を要しない取引
 1 適格請求書等の保存を要しない取引
 「仕入税額控除に当たって適格請求書等の保存を要しない取引」
 ①3万円未満の公共交通機関(船舶、バス又は鉄道)による旅客の運送(公共交通機関特例)
 ②3万円未満の自動販売機による購入(自動販売機特例)
 ③郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス(郵便ポストに差し出したものに限る)
 ④適格簡易請求書の記載事項(取引年月日以外)を満たす入場券等が使用の際に回収される取引
 ⑤古物営業を営む者が、適格請求書発行事業者でなから、古物を標記資産として購入する取引
 ⑥質屋を営む者が、適格請求書発行事業者でない者から、貨物を標記資産として取得する取引
 ⑦宅地建物取引業を営む者が、適格請求書発行事業者でない者から、建物を標記資産として購入する取引
 ⑧適格請求書発行事業者でない者から再生資源及び再生部品を標記資産として購入する取引
 ⑨従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等(出張旅費、宿泊費、日当通勤手当)

帳簿に例えば、「3万円未満の鉄道料金」「入場券」など
 原則として「仕入れの相手方の住所又は所在地」を記載必要なし

12 免税事業者からの仕入れに係る経過措置
 令和5年10月～令和8年9月 → 3年間は適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入につき80%控除可能
 令和8年10月～令和11年9月 → 3年間は適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入につき50%控除可能
 令和11年10月～控除不可

No3

13.売上税額の計算方法
 1 原則「割戻し計算」
 その課税期間の課税売上の税込対価の額を適用税率ごとに合計して税率ごとの課税標準額を算出し、これに各税率を乗じてその課税期間の課税標準額に対する消費税額を算出する「割戻し計算」が原則です。
 ①その課税期間の課税標準額
 イ、課税標準額の税込合計額×100/110=標準税率(10%)の課税標準額(千円未満切捨て)
 ロ、軽減標準額の税込合計額×100/108=標準税率(8%)の課税標準額(千円未満切捨て)
 ②その課税期間の課税標準額に対する消費税額
 イ、標準税率の課税標準額×7.8(国税部分)
 ロ、軽減税率の課税標準額×6.24(国税部分)

2 特例「積上げ計算」
 保存している適格請求書等の写しに記載されている消費税額等の合計額に78/100を乗じて計算する「積上げ計算」がある。
 ①その課税期間の課税標準額
 交付・保存した適格請求書等ごとに記載した税抜価格の合計額
 ②その課税期間の課税標準額に対する消費税額
 交付・保存した適格請求書等ごとに記載した消費税額等の合計額×78/100

14. 仕入れ税額の計算方法
 1 原則「請求書等積上げ計算」「帳簿積上げ計算」である。
 2 売上が「割戻し計算」なら仕入れも「割戻し計算」ができる。

売上税額 → 原則割戻し → 特例積上げ
 仕入税額 → 原則積上げ → 特例割戻し

高速道路料金とインボイス

料金所等	支払方法	インボイスの交付
現金所	現金	料金所において、適格請求書として「領収書」や「利用明細書」を交付
クレジット所	クレジットカード	WEB上の「ETC利用明細サービス」において「利用証明書PDF」を電子適格簡易請求書として交付。
ETC	①ETC・クレジットカード	ETC事務局から適格請求書として送付
	②ETCパーソナルカード	ETC事務局
	③ETCコーポレートカード	NEKCO等利用会社から適格請求書を送付
		NEXCO各社

No4



出席報告 会員数36名 出席免除対象者を除く出席者数 欠席者数 出席率%

次回例会

- 9月16日 休会 勝浦地区祭礼
- 9月23日 休会 祝日
- 9月30日 クラブ協議会 クラブ研修委員会
- 10月7日 ガバナー補佐表敬訪問

例会日 毎週金曜日 12:30～13:30
 例会場所 ホテルブルーベリーヒル勝浦 勝浦市興津1920
 事務局 秋葉厚子方 勝浦市串浜778-1
 TEL0470-73-1886
 FAX050-3145-0085